

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する平成22年10月14日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、特定任期付職員の給料月額および期末手当の支給割合等の改定を行うため、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 給料表の給料月額を引き下げることとします。(第7条関係)
- (2) 平成22年12月期以降の期末手当について、12月期の支給割合を100分の150に引き下げることとします。(条例第1条の規定による改正後の第8条関係)
- (3) 平成23年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の140に引き下げ、12月期の支給割合を100分の155に引き上げることとします。(条例第2条の規定による改正後の第8条関係)
- (4) その他
 - ア この条例は、平成22年12月1日から施行することとします。ただし、(3)の改正は、平成23年4月1日から施行することとします。
 - イ その他所要の規定整備を行うこととします。

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）新旧対照表（第1条関係）

旧	新																																				
<p>第1条から第6条まで <略> （特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員（以下「特定任期付企業職員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">425,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">478,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">544,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">726,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">850,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	425,000	3	478,000	4	544,000	5	621,000	6	726,000	7	850,000	<p>第1条から第6条まで <略> （特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員（以下「特定任期付企業職員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">424,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">543,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">620,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">724,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">848,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	375,000	2	424,000	3	477,000	4	543,000	5	620,000	6	724,000	7	848,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	425,000																																				
3	478,000																																				
4	544,000																																				
5	621,000																																				
6	726,000																																				
7	850,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	375,000																																				
2	424,000																																				
3	477,000																																				
4	543,000																																				
5	620,000																																				
6	724,000																																				
7	848,000																																				
<p>2～5 <略> （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2</p>	<p>2～5 <略> （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2</p>																																				

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第9条以下 <略></p>	<p>条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p> <p>第9条以下 <略></p>

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第7条まで <略> （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第1項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員()とあるのは「職員(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、学校職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p> <p>第9条以下 <略></p>	<p>第1条から第6条まで <略> （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第1項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員()とあるのは「職員(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、学校職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>第9条以下 <略></p>

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第16号）新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>付 則 1～3 <略> (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 施行日の前日から引き続き任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第84号）の施行の日において同項の給料表の適用を受ける職員でその号給が2号給から7号給までであるものにおいて、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>5以下 <略></p>	<p>付 則 1～3 <略> (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 施行日の前日から引き続き任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第84号）の施行の日において同項の給料表の適用を受ける職員で、その号給が1号給であるものにおいては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額、その号給が2号給から7号給までであるものにおいては当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>5以下 <略></p>